

舞鶴市議会の委員会

舞鶴市議会の委員会

昭和22年の地方自治法の制定により、地方制度に大きな改革が加えられたが、議会活動において注目される点の一つは、委員会制度が設けられたことである。

地方自治法制定前においては、市会のほかに副意思決定機関として参事会が設けられていたが、新しい地方自治制では常任委員会及び特別委員会制を採用することによって参事会制を廃止した。

常任委員会及び特別委員会の規定は、地方自治法第109条に示されている。

第109条によると、条例で常任委員会を置くことができ、委員は会期の初めに議会において選任し、議員の任期中在任するもので、普通地方公共団体の事務に関する部門ごとにこれを設けることができ、その部門に属する事務の調査を行い、議案、陳情等を審査し、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、議会議決により特に付議された事件については、閉会中もなおこれを審査することができることになった。

また、特別委員会は、条例で設置することができ、委員は議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されているものであり、議会の議決により付議された事件は閉会中もこれを審査することができるようになった。

さらには、平成3年の地方自治法の改正により、議会運営、議会の会議規則や委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項を所管とする議会運営委員会の設置が法制化されたため、舞鶴市議会委員会条例に議会運営委員会の設置を追記で規定した。

○常任委員会の推移

舞鶴市議会では、地方自治法の規定に基づき、昭和22年5月の臨時会で「舞鶴市常任委員会条例」を可決し、総務・厚生・教育・経済・建設の5委員会を設け、閉会中でも議会の権限に属する事項について執行機関に対し十分その意見を反映させる途が開けた。

常任委員会条例の審議に当たり、従来の委員会は市長より委嘱され、市長の諮問機関に過ぎなかったのであるが、今回地方制度の改正によって従来とは変わり、議会自らが組織し、議会がこれに当たり運営することになったと説明されている。

昭和23年2月定例会では、「舞鶴市会常任委員会及び特別委員会条例」を可決し（昭和22年6月制定の舞鶴市会特別委員会条例は廃止）、総務、教育、経済、厚生、建設の5委員会を設け、このほかに必要と認めるときは、市会の議決により常任委員会を設けることができると同時に、同一議員が2つを超える常任委員となることができない。常任委員会の委員長及び副委員長は、2つの常任委員会に所属することができないこととなった。

昭和25年5月の臨時会では、「舞鶴市会常任委員会及び特別委員会条例」を「舞鶴市議会委員会条例」に改め、総務、経済、文教、社会労働、建設、議会運営の6委員会に改組名称変更され、続いて、同年12月の定例会では、委員の数は議長が議会の同意を得てこれを定めるよう条例を改正した。

昭和26年の12月定例会では、所管替え等を行い、総務、経済、文教、民生、建設の5委員会とし、別途議会運営委員会が設けられたが、昭和27年12月定例会では、総務、財務、経済、文教、厚生、建設の6委員会に改組した。

舞鶴市議会の委員会

昭和28年12月定例会では、委員会の名称変更及び所管事項を改め、総務、農林水産、商工、文教、厚生、建設の6委員会とし、続いて、昭和30年12月定例会で名称を変更し、総務、農林、経済、厚生、文教、建設の6委員会に改めた。

昭和31年6月12日に公布された地方自治法の改正では、従来無制限であった常任委員会の数を人口段階に応じて条例で決定することとなった。

舞鶴市の場合人口30万人未満の市として4委員会以内とされることとなったため、昭和31年9月の定例会で、総務文教、産業、厚生、建設の4委員会に決定した。

なお、従来の委員会条例による議会運営常任委員会は、申し合わせによる任意の委員会としての審議会に改変した。

その後、平成12年の地方自治法の改正により、人口段階別の常任委員会数の制限を廃止することとなり、名称変更や所管替えを繰り返しながら、平成24年6月定例会において、予算決算委員会が設置され、常任委員会は5委員会となった。

現在は、平成30年12月定例会で名称変更及び所管替えを行い、総務消防、産業建設、福祉健康、市民文教の4つの委員会と予算決算委員会を加えて、5つの常任委員会で運営している。

○特別委員会

舞鶴市議会の特別委員会は、昭和22年6月定例会で「舞鶴市会特別委員会条例」を可決し設置されたが、昭和23年2月の定例会では「舞鶴市会常任委員会及び特別委員会条例」を制定して特別委員会条例は廃止し、続いて昭和25年5月の臨時会で「舞鶴市議会委員会条例」に改称された。

平成25年以降では、原子力防災・安全等に関する特別委員会、総合計画に関する特別委員会、北陸新幹線誘致に関する特別委員会、山陰新幹線京都北部ルート誘致に関する特別委員会、受益者負担の適正化に関する審査特別委員会、議会活性化に関する特別委員会、市内造船事業に関する特別委員会、新型コロナウイルス感染症対策に関する特別委員会、請願審査に関する特別委員会を設置し、付議事件について調査・審査してきた。

○議会運営委員会

舞鶴市議会の議会運営委員会は、平成3年の地方自治法改正に伴い、舞鶴市議会委員会条例に位置付けて以降、同法の規定に基づき、議会運営に関する事項、会議規則や委員会条例等に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査・審議してきた。

現在は、各会派の幹事長・幹事を委員に選任することとしており、円滑な議会運営と議会活性化に資する議論や取組の中心的役割を担っている。